

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○有害図書類の指定…………… (道民生活課)	25
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農業施設管理課)	25
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課)	25
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (維持管理防災課)	25
○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	26
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	27
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	36
○特定調達契約に係る入札の公告 (3件) ……	37
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) ……	41

告 示	
北海道告示第623号	
北海道青少年健全育成条例 (昭和30年北海道条例第17号) 第16条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。	
平成26年9月12日	
北海道知事 高橋 はるみ	
図書類 の種別	図書コード 図 書 類 の 名 称 発行所、制作所、受審会社等の
書 籍	9784807486152 マリファナ・ハイ 昭和61年12月10日発行 株式会社第三書館
〃	9784807495186 マリファナ・X 平成7年7月25日発行 株式会社第三書館
雑 誌	62878-66 裏モノグッズ大全 平成26年9月1日発行 株式会社メディアソフト
〃	01806-06 Android スマートフォンすぐ使える便利ワザ裏ワザ Vol.7 平成26年6月1日発行 株式会社鉄人社
〃	64243-49 そうだったのか! 裏ワザの仕組み+裏情報100 平成25年10月30日発行 株式会社三オブックス
〃	06231-09 チャンロード9月号 平成26年7月26日発売 株式会社笠倉出版社
指定の理由	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等で

あって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第624号
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により、空知川上流土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。
平成26年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
平成26. 7.21	理 事	松 浦 安 雄	富良野市字山部西18線19番地

北海道告示第625号
土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、平成26年9月1日、伊達土地改良区の定款の変更を認可した。
平成26年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第626号
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。
平成26年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

知内市街地(2)・市街地2地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡	町	字	地番	標柱番号
上磯郡	知内町	小谷石	89番13	1
同	同	同	同	2
同	同	同	同	3
同	同	同	89番9	4
同	同	同	89番8	5
同	同	同	89番7	6
同	同	同	89番4	7
同	同	同	89番5	8

同 同 同 89番2 9
同 同 同 89番6 10

北海道告示第627号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌常盤2条1丁目（Ⅲ-0-85-85）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区常盤2条1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌真駒内8（Ⅱ-0-565-2346）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区真駒内、常盤1条1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌真駒内19（Ⅰ-0-585-3003）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区真駒内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌真駒内1（Ⅱ-0-564-2345）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区真駒内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌石山29（Ⅱ-0-142-142）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 札幌市南区石山、常盤（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌真駒内17（Ⅱ-0-161-161）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区真駒内（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
札幌真駒内25（Ⅲ-0-H25-003）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区真駒内（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
精進川右股川（Ⅲ-01-021）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区真駒内（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
滝野川1の沢川（Ⅲ-01-010）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区滝野（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
滝野川2の沢川（Ⅲ-01-011）
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
札幌市南区滝野（次の図のとおり）
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
滝野川3の沢川（Ⅲ-01-012）

<p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区滝野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 滝野川4の沢川（Ⅲ-01-013）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区滝野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上滝の沢川（Ⅲ-01-014）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区滝野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 滝野沢川（Ⅱ-01-0090）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区滝野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小滝の沢2号沢川（Ⅱ-01）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区簾舞、常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 常盤台の沢川（Ⅱ-02）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区簾舞、常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号</p>	<p>真駒内左4号沢川（Ⅱ-03）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区簾舞、常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 真駒内左3号沢川（Ⅱ-04）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 真駒内左2号沢川（Ⅱ-05）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小滝の沢川（Ⅲ-01）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区簾舞、常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 小滝の沢左の川（Ⅲ-02）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 札幌市南区簾舞、常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>（「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p> <hr/> <p>北海道告示第628号</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災</p>
---	---

害特別警戒区域として指定する。

平成26年9月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌石山2 (I-0-215-215)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区石山 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌石山3 (I-0-216-216)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区石山、石山東4丁目、石山東3丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌石山5 (I-0-220-220)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区石山、石山東5丁目、石山東4丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌石山7 (III-0-80-80)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区石山 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 5 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌石山16 (II-0-136-136)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区石山 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌石山19 (II-0-563-2344)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区石山 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌石山20 (I-0-227-227)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区石山 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌石山8 (I-0-221-221)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
札幌市南区石山、石山東6丁目、石山東5丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
札幌石山9 (II-0-134-134)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

<p>札幌市南区石山、石山東6丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌石山10（Ⅱ-0-135-135）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区石山、石山東6丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌石山11（Ⅰ-0-222-222）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区石山、石山東6丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌石山12（Ⅰ-0-223-223）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区石山、石山東7丁目、石山東6丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌石山13（Ⅰ-0-224-224）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区石山、石山東7丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌石山東7丁目（Ⅰ-0-H17-010）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区石山、石山東7丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌石山14（Ⅰ-0-225-225）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区石山、石山東7丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌石山15（Ⅲ-0-81-81）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区石山、石山東7丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌石山25（Ⅱ-0-138-138）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区石山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
--	--

<p>札幌石山26（Ⅱ-0-139-139）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区石山、常盤、芸術の森1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌芸術の森1丁目3（Ⅰ-0-230-230）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区芸術の森1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌芸術の森1丁目2（Ⅲ-0-93-93）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区芸術の森1丁目、芸術の森2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌芸術の森1丁目1（Ⅰ-0-229-229）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区芸術の森1丁目、芸術の森2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内南（Ⅲ-0-H17-009）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内、真駒内南町6丁目、真駒内南町7丁目（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内4（Ⅰ-0-584-3002）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内、真駒内南町7丁目、石山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内5（Ⅱ-0-153-153）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内6（Ⅱ-0-154-154）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内7（Ⅱ-0-155-155）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内、常盤1条1丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	--

<p>次の図のとおり</p> <p>27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内9（Ⅱ-0-156-156）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内10（Ⅰ-0-232-232）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内11（Ⅱ-0-157-157）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内12（Ⅱ-0-158-158）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内14（Ⅱ-0-159-159）</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内15（Ⅱ-0-160-160）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内22（Ⅲ-0-96-96）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内、常盤4条2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内23（Ⅱ-0-164-164）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内、常盤4条2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内24（Ⅰ-0-H24-006）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内、常盤4条2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
---	---

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤5条2丁目（Ⅰ-0-583-3001）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤4条2丁目、常盤5条2丁目、真駒内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤1（Ⅰ-0-228-228）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤、常盤6条2丁目（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤4（Ⅲ-0-86-86）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤、真駒内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内18（Ⅱ-0-567-2348）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤5（Ⅱ-0-145-145）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤、石山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤6（Ⅱ-0-146-146）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤、石山（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤7（Ⅲ-0-87-87）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤8（Ⅱ-0-147-147）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>44(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤9（Ⅱ-0-148-148）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示</p>
---	--

<p>札幌市南区常盤、真駒内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>45(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内2（Ⅲ-0-94-94）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤、真駒内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>46(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤10（Ⅱ-0-149-149）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>47(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤14（Ⅱ-0-150-150）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>48(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤15（Ⅱ-0-151-151）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p>	<p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>49(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤16（Ⅱ-0-152-152）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>50(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤17（Ⅲ-0-91-91）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤、簾舞（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>51(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤18（Ⅲ-0-92-92）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>52(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤11（Ⅲ-0-88-88）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>53(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号</p>
--	--

<p>札幌常盤12（Ⅲ－0－89－89）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>54(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤13（Ⅲ－0－90－90）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>55(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤19（Ⅰ－0－H24－007）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤、簾舞（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>56(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌常盤20（Ⅱ－0－H24－008）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>57(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内20（Ⅱ－0－162－162）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>58(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌真駒内21（Ⅱ－0－163－163）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区真駒内（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>59(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌滝野3（Ⅱ－0－165－165）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区滝野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>60(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌滝野4（Ⅰ－0－233－233）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区滝野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>61(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌滝野5（Ⅱ－0－166－166）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区滝野（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
---	--

<p>次の図のとおり</p> <p>62(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌滝野6 (Ⅲ-0-99-99)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区滝野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>63(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌滝野7 (Ⅲ-0-100-100)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区滝野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>64(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌滝野8 (Ⅱ-0-167-167)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区滝野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>65(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌滝野9 (Ⅲ-0-101-101)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区滝野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>66(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌滝野10 (Ⅲ-0-102-102)</p>	<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区滝野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>67(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌滝野11 (Ⅱ-0-168-168)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区滝野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>68(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌滝野12 (Ⅱ-0-169-169)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区滝野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>69(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌滝野1 (Ⅲ-0-97-97)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区滝野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>70(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌滝野2 (Ⅲ-0-98-98)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区滝野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>
--	---

<p>急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>(「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)</p>
<p>71(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 札幌有明1 (Ⅲ-0-103-103)</p>	<p style="text-align: center;">総合振興局告示及び振興局告示</p>
<p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市清田区有明、南区滝野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	
<p>72(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 滝野川 (I-01-0080)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区滝野 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>1 落札に係る物品等の名称及び数量</p> <p>(1) 除雪ドーザー (11 t 級) 1 台 (除雪ドーザー (11 t 級) 1 台と交換)</p> <p>(2) 除雪トラック (7 t 級専用トラック 4×4) 1 台 (除雪トラック (7 t 級) 1 台と交換)</p> <p>(3) 除雪トラック (10 t 級専用トラック 6×6) 1 台 (除雪トラック (10 t 級) 1 台と交換)</p> <p>(4) 除雪トラック (10 t 級専用トラック 6×6) 1 台 (除雪トラック (10 t 級) 1 台と交換)</p>
<p>73(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 村上の沢川 (I-01)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区常盤 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>2 落札を決定した日 平成26年8月22日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1) 1の(1) ア 氏 名 コマツ建機販売株式会社 イ 住 所 神奈川県川崎市川崎区東扇島5番地</p>
<p>74(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小滝の沢2号沢左の沢川 (II-H24-0009)</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 札幌市南区簾舞、常盤 (次の図のとおり)</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>(2) 1の(2)及び(4) ア 氏 名 UDトラックス北海道株式会社 イ 住 所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号</p> <p>(3) 1の(3) ア 氏 名 北海道いすゞ自動車株式会社 イ 住 所 札幌市中央区宮の森2条1丁目2番55号</p> <p>4 落札金額</p> <p>(1) 12,960,000円 (2) 21,967,200円 (3) 41,199,000円 (4) 28,123,200円</p>

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成26年7月11日付け北海道胆振総合振興局告示第50号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道上川総合振興局告示第104号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年9月12日

北海道上川総合振興局長 紺谷 ゆみ子

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ロータリ除雪車（1.3m/700t） 1台

（交換契約によりロータリ除雪車1台（130PS）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成27年3月27日

(4) 納入場所 入札説明書による

2 入札参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(6) 当該調達物品に係る製造者又は代理商であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成26年9月12日（金）から同月25日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階会議入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成26年10月7日（火）午前11時（送付による場合は、同月6日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告

平成26年6月6日付け北海道上川総合振興局告示第80号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量170グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に

関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：
asahikawakenkan.kensetsugyouseika@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込
むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を
講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次
による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課
- (2) 所 在 地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電 話 番 号 0166-46-4908

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be purchased : Rotary Snow Remover (length 1.3 meters/700 tons) Quantity 1
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., October 7, 2014
(If mailed, bids must arrive no later than October 6, 2014)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration,
Asahikawa Department of Public Works Management, Kamikawa General Subprefectural
Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome, Asahikawa, Hokkaido 079-8613
Japan.
Phone : 0166-46-4908

北海道上川総合振興局告示第105号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定
める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年9月12日

北海道上川総合振興局長 紺 谷 ゆみ子

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1キログラム又は1トン当たりの単価）及び調達予定数量
ア 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）事業課管内定置式 459,000キログラム

イ 凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）事業課及び富良野出張所管内

554,000キログラム

ウ 凍結防止剤（粒状）（塩化ナトリウム及びナトリウム、マグネシウム混合塩化物）

10,250キログラム

エ 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内中央地区） 2,440トン

オ 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内北部地区） 1,200トン

カ 焼砂（焼碎石）7号碎石（事業課管内東部地区） 400トン

キ 焼砂（焼碎石）7号碎石（土別出張所管内） 820トン

ク 焼砂（焼碎石）7号碎石（富良野出張所管内） 2,000トン

ケ 焼砂（焼碎石）7号碎石（美深出張所管内） 220トン

アからケまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成26年11月1日から平成27年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入等競
争入札参加資格（中分類）のうち、1の(1)のアからウまでは「09原材料類」又は「11工
業薬品・火薬類」を、エからケまでは「09原材料類」の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい
ないこと。

(4) 納入する物品に関し、指示のあった日から3日以内に、指定する場所に指定数量を納
入できること。

また、1の(1)のアについては、週4回の定期配送が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第26号）第167条の5の2の規定によ
る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからウまでに
定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければなら
ない。

ア 申 請 の 時 期 平成26年9月12日から同年10月16日まで（日曜日、土曜日及
び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す
る休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな
ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局3階
会議・入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8613 旭川
市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局旭川建設管
理部建設行政室建設行政課）

(2) 入札日時 平成26年10月28日（火）午前10時（送付による場合は必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る
返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合
う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、
契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に
関する事務を担当する組織に電子メール（tamaoki.katsutoshi@
pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

入札説明書及び平成16年北海道告示第448号の3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を
講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に
よる。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電話番号 0166-46-4908

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a	Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)	459,000kg
b	Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution)	554,000kg
c	Granular cryoprotectant (Sodium chloride, Sodium chloride・magnesium chloride mixture)	10,250kg
d	Fried Crushed stone (singly heaping)	2,440t
e	Fried Crushed stone (singly heaping)	1,200t
f	Fried Crushed stone (singly heaping)	400t
g	Fried Crushed stone (singly heaping)	820t
h	Fried Crushed stone (singly heaping)	2,000t
i	Fried Crushed stone (singly heaping)	220t

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., October 28, 2014.

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration,
Asahikawa Department of Public Works Management, Kamikawa General Subprefectural
Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-cyome, Asahikawa 079-8613 Japan
Phone : 0166-46-4908

北海道オホーツク総合振興局告示第108号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定
める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成26年9月12日

北海道オホーツク総合振興局長 森田良二

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1トン及び1キログラム当たりの単価）及び調達予定数量

ア	防滑材（碎石）バラ積み（網走市）	750トン
イ	防滑材（碎石）バラ積み（美幌町及び津別町）	1,000トン
ウ	防滑材（碎石）バラ積み（北見出張所管内）	2,280トン
エ	防滑材（焼き碎石）バラ積み（紋別出張所管内）	182トン
オ	防滑材（焼き碎石）バラ積み（斜里出張所管内）	199トン
カ	防滑材（焼き碎石）バラ積み（遠軽出張所管内）	473トン
キ	液状凍結防止剤（塩化カルシウム水溶液）	224,000キログラム

ク 粒状凍結防止剤（塩化ナトリウム・塩化マグネシウム混合物）
468,000キログラム

アからクまでについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成26年10月31日から平成27年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれかにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該物品に関し、仕様書等に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成26年9月12日から同年10月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎 3階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建

設行政室建設行政課)

- (2) 入札日時 平成26年10月27日（月）午後2時（送付による場合は、同月24日までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量140グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：abashiridoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 所在地 郵便番号 093-8670 網走市北7条西3丁目

- (3) 電話番号 0152-41-0708

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured.

- a The materials which stop sliding (Crushed stone) singly heaping 750t
- b The materials which stop sliding (Crushed stone) singly heaping 1,000t
- c The materials which stop sliding (Crushed stone) singly heaping 2,280t

- d The materials which stop sliding (Fried Crushed stone) singly heaping 182t
 - e The materials which stop sliding (Fried Crushed stone) singly heaping 199t
 - f The materials which stop sliding (Fried Crushed stone) singly heaping 473t
 - g Liquid cryoprotectant (A calcium chloride water solution) 224,000kg
 - h Granular cryoprotectant (Sodium chloride・magnesium chloride mixture) 468,000kg
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., October 27, 2014.
(If mailed, bids must arrive no later than October 24, 2014)
- C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Abashiri Department of Public Works Management, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8670 Japan.
Phone : 0152-41-0708

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第394号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成26年9月12日

北海道警察本部長 室 城 信 之

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
映像射撃シミュレーター装置の賃貸借 9組
- 2 落札を決定した日
平成26年8月29日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社
(2) 住 所 東京都港区港南2丁目15番3号
- 4 落札金額
268,920円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年7月18日付け北海道警察本部告示第310号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第395号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成26年9月12日

北海道警察本部長 室 城 信 之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
重要犯罪等捜査支援システム本部装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- 2 落札を決定した日
平成26年8月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 三菱電機クレジット株式会社
(2) 住 所 東京都品川区大崎1丁目6番3号
- 4 落札金額
995,004円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成26年7月8日付け北海道警察本部告示第298号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目